

## 災害時要援護者登録のご案内

地震や台風などの災害が発生したときは、自分の身は自分で守ることが基本です。

しかし、家族等の援助が困難な一人暮らしの高齢者や身体に障害を持っている人たちは、周囲からの支援が必要となります。

そこで、市では「災害時要援護登録制度」を立ち上げ、災害時に支援を必要とする人について台帳を整備し、災害時の支援体制の確立を進めていくことにしました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

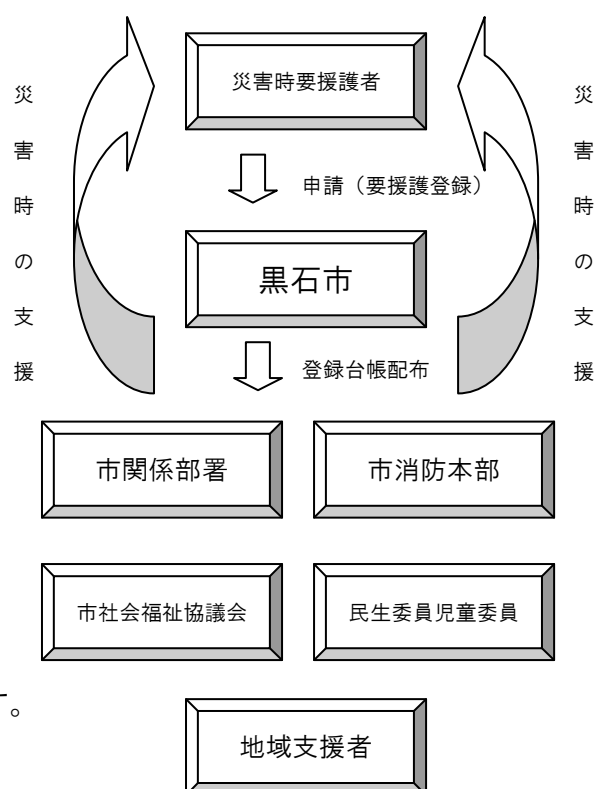
### 災害時要援護者登録制度の概要

災害時要援護者の中で、制度への登録を希望する人は、申請が必要となります。

申請書（兼登録台帳）には、要援護者の住所、氏名、生年月日、緊急時の連絡先などの個人情報が記載されるほか、登録に際しては、地域支援者（近隣者、ほのぼの交流員、消防団など）が必要となります。※1

申請書兼登録台帳は、市の関係部署や消防本部、社会福祉協議会、地域の民生委員児童委員や地域支援者に配布し、日頃の見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用します。

※1 地域支援者を見つけられなくても申請できます。



この制度に登録したからといって、災害時に必ず助けてもらえるというものではありません。災害に備えて、普段から自分でできることは自分で行うよう心がけましょう。

### 災害時要援護者とは・・・

災害が発生した際に、家族などの支援が受けられない、または家族だけでの支援が困難で、地域の人々の支援を希望する人であって、必要な個人情報を提供することに同意した人をいいます。

ただし、施設に入所している人は除きます。

- ① 身体障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者
- ② 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者

- ③ 介護保険法による要介護状態区分が4又は5の認定を受けた者
- ④ 65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者
- ⑤ その他、支援が必要な人

### 地域支援者とは・・・

要援護者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した際に、災害に関する情報を伝えたり、安否確認、避難誘導等の支援を行っていただく方ですが、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いに心がけ、その中で支援してください。

### 登録を希望される方へ・・・

登録を希望される方は、原則として自らご協力いただける地域支援者を見つけていただき、申請書にご記入のうえ、地域の民生委員児童委員または下記まで提出してください。（地域支援者は、提出後に見つけていただいても構いませんが、見つからなくても申請はできます）

問い合わせ先

**健康福祉部福祉総務課福祉総務係 内線517**